

令和2年第9回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年8月12日（水） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所3階議会委員会室

3 出席委員 19名

会長

20番 斎藤 靖裕

会長職務代理者

19番 長尾 信彦

委員

1番 平山 洋志

2番 阿部 喜代志

3番 櫻井 良一

4番 川浪 輝雄

5番 相馬 孝雄

6番 柳原 真

7番 白戸 裕丈

8番 小野 列子

9番 土岐 敏教

10番 中川 満善

11番 小山内 清人

12番 森 義博

13番 佐野 一

14番 秋田谷 悟

16番 岩谷 博

17番 原田 繁福

18番 徳田 長弘

4 欠席委員 1名

15番 和島 勇人

5 次第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第47号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第48号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

議案第49号

農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第50号

地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

議案第51号

不動産取得税徴収猶予に関する適格者について

議案第52号

令和2年度青森県知事等への要望(案)について

報告第17号

農用地利用配分計画の認可について

報告第18号

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6 その他

7 閉 会

8 参 与

農業委員会事務局

事務局長 浅利 寿夫

次長 川口 均

農地係長 齋藤 和広
農政係長 田附 浩司

農業委員会金木支所
支所長 秋村 正紀

農業委員会市浦支所
支所長 小寺 昭直

農林水産課
主任 岩根 亮平

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 定刻になりましたので、ただいまより令和 2 年第 9 回
総会を開会いたします。
はじめに、斎藤会長より挨拶を申し述べます。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、次第 3 「議長選出」ですが、五所川原市農業委員
会総会規則第 5 条により「会長は、会議の議長となり議事
を整理する」と規定されておりますので、会長に議長をお
願いします。
斎藤会長、よろしく申し上げます。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に
つきましてご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席
委員数は 19 名であり、定足数に達しており会議が成立い
たしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」
を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署
名者の指名ですが、私から指名させていただくことにご
異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させてい
ただきます。

議事録署名者には、12番 森委員、14番 秋田谷委員のご両名を指名いたします。

また、書記には田附農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林水産課岩根主任にお願いいたします。

次に、次第5「業務報告」を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和2年7月28日午前9時30分から市役所2階会議室においてあっせん委員会を工藤勲推進委員と事務局で行いました。

3条有償移転事業2件、あおもり農林業支援センター事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

また、令和2年8月3日午前9時30分から平山洋志委員、白戸裕丈委員、桑田孝子推進委員で五所川原地区の登記官照会1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第47号「農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

1ページをご覧ください。

議案第47号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転5件、無償所有権移転4件です。

2 ページをご覧ください。

1 番 大字高瀬字一本柳、田3筆、合計4,857 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額500,000円の有償移転です。

2 番 大字唐笠柳字藤巻、田1筆、448 m²、
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額150,000円の有償移転です。

3 番 大字持子沢字笠野前、田1筆、589 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額120,000円の有償移転です。

4 番 大字前田野目字犬走、畑1筆、336 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額10,000円の有償移転です。

5 番 大字稲実字開野、田2筆、合計9,460 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額1,800,000円の有償移転です。

6 番 大字唐笠柳字藤巻、田1筆、37 m²
譲渡人、譲渡人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

7 番 大字松野木字福泉ほか、畑2筆、合計5,48

3 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
一部贈与による無償移転です。

8 番 大字飯詰字狐野ほか、田 1 5 筆、畑 9 筆、合計
3 7, 1 8 0. 5 6 m²、譲渡人、譲受人は記載
のとおりです。
贈与による無償移転です。

9 番 金木町川倉七夕野、田 1 筆、畑 2 筆、合計 6,
2 7 7 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしております調査書のと
おり農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せずすべて
許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 4 7 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可すること
にご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、原案のとおり許可いたしま
す。

続きまして、議案第 4 8 号「農業経営基盤強化促進法第

18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 7ページをご覧ください。

議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定10件です。

8ページ番号1番から11ページ10番までの利用権設定10件については皆様のお手元にお配りしています農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

議長 議案第48号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、議案第48号について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第48号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長　　ご異議がないようですので、議案第48号について原案のとおり決定いたします。

　　続きまして、議案第49号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。

　　参与から説明をお願いします。

参与　　12ページをご覧ください。

　　議案第49号「農用地利用配分計画案に係る意見について」

　　五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので農業委員会の意見を求めるものであります。

　　件数は1件です。

　　別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

1番　　利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

　　利用権を設定する農用地は、大字羽野木沢字実吉、田1筆、期間は10年、借り賃は10aあたり4,000円です。

　　受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

　　以上のことから、配分計画案の利用権を設定する農地は、農地中間管理機構が借り受けた農地の転貸となります。

　　受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接しているまたは貸付地を作業受託していた等のルールにより市農林水産課が選定しています。

議 長 議案第49号についての説明が終わりました。
利用権設定1番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、8番 小野委員には退席をお願いいたします。

8番
小野委員 (退席)

議 長 ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第49号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第49号について原案のとおり決定いたします。

8番 小野委員は着席をお願いいたします。

8番
小野委員 (着席)

議 長 続きまして、議案第50号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

13ページをご覧ください。

議案第50号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数4件、農地の所在は、大字稲実字米崎、田4筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は用悪水路であります。調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第50号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第50号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第50号について原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第51号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 14ページをご覧ください。

議案第51号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」

農地等の一括贈与に係る下記贈与者及び受贈者は、地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求めるものです。

1 番 贈与者は記載のとおりです。

農業を営んでいた期間は42年。

受贈者は記載のとおりです。

農業に従事していた期間は24年間。

農地法による許可年月日は令和1年7月16日
です。

特例の適用を受けようとする農地等の詳細は鶴
田町大字廻堰字田の尻の1筆です。

2 番 贈与者は記載のとおりです。

農業を営んでいた期間は54年。

受贈者は記載のとおりです。

農業に従事していた期間は10年間。

農地法による許可年月日は令和2年2月12日
です。

特例の適用を受けようとする農地等の詳細は大
字水野尾字唐松ほか27筆です。

以上、徴収猶予を受けるための要件である

- ① 農地の生前一括贈与した日まで贈与者が3年以上農業を営んでいたこと。
- ② 受贈者が年齢18歳以上で引き続き3年以上農業に従事していること。
- ③ 所有農地の全部を贈与するものであること。
- ④ 推定相続人の1人に贈与するものであること。
- ⑤ 徴収猶予を新規で受ける場合、追加となった要件

の受贈者が認定農業者等担い手であること。

以上の5要件をすべて満たしており、適格者であると判断されます。

議 長 議案第51号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

18番

徳田委員 地目が「用悪水路」となっているが、この「用悪水路」はどのような状態なのか。

参 与 「用悪水路」とは、かんがい用または悪水排せつ用の水路のことであり、耕地利用に必要とされております。
家庭の雑排水を流す下水道や工場排水を流す排水路などはすべて「用悪水路」として取り扱われております。

議 長 ほかにご質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第51号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第51号について原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第52号「令和2年度青森県知事等への要望(案)について」を議題といたします。

参与からの説明をお願いします。

参 与

16 ページをご覧ください。

議案第52号「令和2年度青森県知事等への要望（案）について」

令和2年度青森県知事等への要望（案）について意見を求めるものです。

（議案説明）

議 長

議案第52号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

1 番

平山委員

「さらに」が重複している箇所があるので、どちらかを削除してはどうか。

また、最後に「以上」と記載してはどうか。

参 与

ご指摘のとおり修正します。

議 長

ほかにご質問はありませんか。

委 員

（なし）

議 長

他に、ご質問がないようですので、議案第52号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員

（異議なし）

議 長

ご異議がないようですので、議案第52号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第47号から議案第52号まですべての審議が終了いたしました。

報告第17号から第18号につきましては、後ほどお

目通しをお願いいたします。

以上を持ちまして、本日の会議のすべてを終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後 3 時 4 5 分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(齋藤 靖裕)

会 長

(森 義博)

1 2 番 委 員

(秋田谷 悟)

1 4 番 委 員
